

監 理 第 5 4 1 号
平成 1 3 年(2001 年) 8 月 2 3 日

部 内 各 課 長

様

部内出先機関の長

土 木 建 築 部 長

入札の執行に当たり留意すべき事項について（通知）

県が発注する土木建築部所管の工事において、建設業者が事業予定地を含む土地を先行取得している等の事実（以下「先行取得等」という。）が判明した場合の対応については、入札・契約過程の透明性を高め、公正な競争と公平な受注機会を確保するため、下記のとおり取扱方針を明確化しましたので、入札の執行に当たっては留意して対応してください。

また、こうした行為を未然に防止するため、この取扱いについての情報公開と周知に努めることとします。

記

1 「先行取得等」の定義

競争入札に参加しようとする建設業者又は当該建設業者と密接な関係があると認められる者が、事業予定地公表後に、当該事業予定地（工区分割している場合は当該工区）を含む土地等の権利を、入札に先行して取得することにより、入札に影響力を行使する行為又はその意図があると認められる場合。

2 取扱方針

(1) 指名競争入札の場合（公募型指名競争入札を含む）

「先行取得等」は、平成 5 年 1 1 月 1 8 日付け監理第 1 0 7 1 号で通知した指名基準の運用に規定する「不誠実な行為」に該当すると認められるため、この事実が判明した場合は、当該行為を行った建設業者を原則として指名しないこととする。

(2) 一般競争入札の場合

「先行取得等」を行った者は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項第 2 号に規定する競争入札の「公正な執行を妨げた者」に該当すると認められるため、この事実が判明した場合は、当該行為を行った建設業者を原則として入札に参加させないこととする。

3 留意事項

取扱いに当たっては、当該事案の状況を把握し、監理課と協議の上、競争入札審査会で決定するものとする。

- (1) 状況把握の方法は、県の用地担当者との情報交換、県民等からの情報提供、当事者への確認等により行うこと。
- (2) 「先行取得等」の事実が、指名又は入札参加資格者適否の決定の前に判明した場合は2の取扱方針により処理することとし、その後に判明した場合の具体的な取扱いについては、監理課に報告の上、対応すること。
- (3) 「先行取得等」に関連して談合情報が寄せられた場合は、談合情報対応マニュアルに基づき処理すること。